

特別養護老人ホーム百恵の郷(指定介護予防短期入所生活介護事業所) 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人湖聖会が開設する特別養護老人ホーム百恵の郷（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたる職員（以下「職員」という。）が、要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定介護予防短期入所生活介護の提供に努める。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、介護予防支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 特別養護老人ホーム百恵の郷
所在地 静岡県富士宮市大鹿窪143番地1

(利用定員)

第4条 事業所の利用定員は次のとおりとする。但し、諸法令に基づく緊急性のある利用及び災害時等においては、定員を超えて利用者を受け入れる場合があるものとする。

一 併設型 14人（多床室6床、従来型個室8床）
二 空床利用型 併設の介護老人福祉施設の定員以内
2 空床利用型については、併設の介護老人福祉施設の入居者が入院等の理由により空床がある場合のみ利用できる。

(職員の種類、員数、及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）施設長（管理者） 1名

施設長（管理者）は、事業所の職員の管理、及び業務の管理を一元的に行う。

（2）医 師 1名

医師は、利用者の診療及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。

- (3) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者及びその家族に対し相談援助業務を行う。
 - (4) 介護職員 14名以上
介護職員は、日常生活上の介護業務に従事する。
 - (5) 看護職員 3名以上
看護職員は、看護、保健衛生の業務に従事する。
 - (6) 管理栄養士 1名以上
管理栄養士は、給食管理、利用者の栄養指導・栄養管理に従事する。
 - (7) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。
 - (8) 事務員 3名以上
事務員は事業所の庶務及び会計事務に従事する。
 - (9) 調理員 3名以上
調理員は、利用者の身体の状況及び嗜好を考慮して給食業務に従事する。
- 2 前項に定めるものの他、必要がある場合は、職員を増員することができる。
- 3 前項に定める職員は、併設の特別養護老人ホーム百恵の郷（介護老人福祉施設）の職員を兼務するものとする。

(会議)

第6条 施設の円滑な運営を図るため、次の会議を設置する。

- (1) 運営会議
- (2) 職員会議
- (3) サービス担当者会議
- (4) 給食会議

2 会議の運営に必要な事項は、管理者が別に定める。

(内容及び手順の説明及び同意)

第7条 事業所は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、他の利用者のサービス選択に資すると認められる事項の説明を行い、当該サービス提供の開始について利用申込者の同意を得たうえで契約する。

(サービスの利用開始、終了)

- 第8条 事業所は、身体上又は精神上に支援を必要とする方に対し、指定介護予防短期入所生活介護を提供する。
- 2 事業所は、正当な理由なく指定介護予防短期入所生活介護の提供を拒まない。
 - 3 事業所は、利用者が入院治療を必要とする場合その他利用者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等を紹介し適切な措置を速やかに講じるものとする。
 - 4 事業所は、利用者の利用に際しては、心身の状況、病歴等の把握に努める。

(利用料等の受領)

- 第9条 指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準とし、当該指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証記載の負担割合とする。
- 2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防短期入所サービスを提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所生活介護費との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。
- 3 事業所は前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げるサービスについて重要事項説明書に記載のとおり支払いを受ける。
- (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 滞在に要する費用
 - 但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費の金額の負担とする
 - (3) 特別な食事の提供に要する費用
 - (4) レクリエーション・クラブ活動に要する費用
 - (5) 通常の事業の実施地域以外の交通費
 - (6) その他、利用者に負担させることが社会通念上適當と認められるもの
- 4 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者又は家族の同意を書面で得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施区域は次のとおりとする。

- (1) 富士宮市

(営業日及び営業時間)

第11条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 原則として年中無休とする
- (2) 営業時間 原則として8時30分から午後5時30分（窓口対応時間）

(介護予防短期入所生活介護計画の作成)

- 第12条 事業所の管理者は、概ね4日以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、職員に当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとする。
- 2 生活相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護予防短期入所サービス提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、介護予防短期入所生活介護計画書の素案のとりまとめを行う。
- 3 介護予防短期入所生活介護計画書は、既に介護予防居宅サービス計画書等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。

- 4 管理者は介護予防短期入所生活介護計画書の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。
- 5 管理者は、介護予防短期入所生活介護計画書を作成した際には、当該介護予防短期入所生活介護計画書を利用者に交付するものとする。

(利用者の処遇方針)

- 第13条 事業所は、利用者の要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況に応じて、適切な処遇に努める。
- 2 サービスの提供は、介護予防短期入所生活計画等に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
 - 3 事業所の職員はサービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
 - 4 事業所はサービス提供にあたっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者行動を制限する行為は行わない。
 - 5 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止する為、委員会の設置、指針の整備、研修及び担当者の設置等必要な措置を講じる。
 - 6 事業所は前項の身体的拘束等を行う場合、その態様や時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
 - 7 事業所は自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。
 - 8 事業所は利用者のプライバシーの確保に配慮する。

(介護の提供)

- 第14条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術を持って介護を行う。
- 2 事業所は適切な方法により、利用者の入浴援助、又は清拭を行う。
 - 3 事業所は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
 - 4 事業所は、紙パンツ等を使用せざるを得ない利用者については排泄の自立を図りつつ、適切に隨時取り替える。
 - 5 事業所は、利用者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
 - 6 事業所は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割をもって行うように適切に支援する。

(食事の提供)

- 第15条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮して、適温に配慮し、適切な時間に提供する。食事時間は概ね次のとおりとする。
- (1) 朝食 午前7時～
 - (2) 昼食 午前11時30分～

(3) 夕食 午後5時30分～

- 2 食事の提供は、利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して行うように努める。
- 3 事業所は、利用者の心身の状況等に応じ、適切な方法で食事の自立について必要な支援を行う。

(相談及び援助)

第16条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜提供等)

第17条 事業所は、教養娯楽設備等を整えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

(機能訓練の提供)

第18条 事業所は、利用者に対し、介護予防短期入所生活介護計画に基づいてその心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第19条 事業所の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

(送迎サービス)

第20条 事業所は、利用者の心身の状態、家族等の事業等からみて送迎が行うことが必要と認められる利用者に対して、送迎を行う。

(入浴サービス)

第21条 事業所は、居宅における入浴が困難な利用者へ入浴サービスを行う。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第22条 利用者は、指定介護予防短期入所サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1)利用者が当事業所職員や、他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような活動を行う事を禁じる。
- (2)居室及び共用施設、敷地はその本来の用途に従って利用すること。
- (3)利用者は火気の取扱に注意しなければならない。
- (4)利用者の故意または過失により事業所に損害を与えた場合、事業所は損害賠償を請求することができる。

(非常災害対策)

- 第23条 事業所は、非常災害に備えて消防法に準拠して防災計画を別に定め、避難、救出、その他必要な訓練を年2回以上実施し、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。
- 2 事業所は、非常災害時における対応のため、防火管理者を置く。
 - 3 非常災害に際する具体的計画は、消防のみならず、風水害・地震等の災害にも対処できるよう策定する。

(緊急時等の対応)

- 第24条 事業所は、現に指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者の身体に急変が生じた場合は、速やかに主治医・協力病院等への連絡を行うとともに、利用者の家族又は身元引受人等に連絡し必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

- 第25条 利用者に対する介護予防短期入所サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族又は保険者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すると共に、その原因を解明し、再発防止対策を講じる。
 - 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。但し、事業者の故意又は過失によらない場合は、この限りではない。

(勤務体制の確保等)

- 第26条 事業所は、利用者に適切な介護予防短期入所サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定める。
- 2 事業所は事業所の職員によって介護予防短期入所サービスを提供する。ただし、利用者の処遇に影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
 - 3 事業所は利用者が安心して日常生活が送ることができるよう、継続性を重視した介護予防短期入所サービスの提供に配慮する。
 - 4 事業所は職員に対し、その資質向上のための研修機会を確保する。

(衛生管理等)

- 第27条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講ずる。

(協力病院)

- 第28条 事業所は、入院治療を必要とする利用者のため、協力病院、協力歯科医療機関を定める。

協力医療機関

池田クリニック

富士宮市下条148-1

TEL 0544-58-5558

湖山リハビリテーション病院

富士市大渕405-25

TEL 0545-36-2000

協力歯科医療機関

村野歯科医院

富士宮市長貫1131-5

TEL 0544-65-0067

長谷川歯科クリニック

富士宮市内房3195-1

TEL 0544-65-1800

(重要事項の掲示)

第29条 事業所は、見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第30条 事業所の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

2 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際にはあらかじめ利用者又はその家族の同意を得る。

(苦情処理)

第31条 事業所は、その提供した指定介護予防短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 事業所は、その提供した指定介護予防短期入所生活介護に関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 事業所は、その提供した指定介護予防短期入所生活介護に関する国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域等との連携)

第32条 事業所の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を^{行う}等地域との交流に努める。

2 事業所は、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するように努める。

(記録の整備)

第33条 事業所は、職員、事業所及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業所は、利用者に対する指定介護予防短期入所サービスの提供に関する以下の記録を整備し、その実施の日から2年間保存する。

- (1) 利用者の処遇に関する計画
- (2) 行った具体的な処遇内容の等の記録
- (3) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(施設利用に当たっての留意事項)

第34条 事業所は利用者が当施設職員や、他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような活動を行う事を禁じる。

- 2 居室及び共用施設、敷地はその本来の用途に従って利用すること。
- 3 利用者の故意または過失により施設に損害を与えた場合、事業所は損害賠償を請求することができる。

(その他運営に関する重要事項)

第35条 事業所は、指定介護予防短期入所生活介護に当たる職員の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
 - (2) 繼続研修 隨時
 - (3) 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症基礎研修を受講するために必要な措置を講じる
- 2 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらすことがないよう、職員でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とするものとする。

(協議事項)

第36条 この規程に定めのない事項については、介護保険法等関係法令並びに介護保険法の定めるところによる。また、この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人湖聖会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第37条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする

(身体拘束)

第38条 施設は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する
- (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する

(業務継続計画の策定等)

第39条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

附 則

この規程は平成18年 4月15日より施行する。
この規程は平成19年 6月 1日より施行する。
この規程は平成20年 7月 1日より施行する。
この規程は平成20年10月 1日より施行する。
この規程は平成21年 5月 1日より施行する。
この規程は平成22年 4月 1日より施行する。
この規程は平成24年 4月 1日より施行する。
この規程は平成26年 5月 1日より施行する。
この規程は平成27年 4月 1日より施行する。
この規程は平成27年 8月 1日より施行する。
この規定は令和 1年10月 1日より施行する。
この規定は令和 3年 4月 1日より施行する。
この規定は令和 4年10月 1日より施行する。
この規定は令和 6年 8月 1日より施行する。
この規定は令和 7年 4月 1日より施行する。